

松山市総合福祉センターをご利用の皆様へ

センター条例に従い、下記使用上の注意をご確認のうえご利用いただきますようお願い致します。

＜使用上の注意＞

1. 虚偽の申請はしないこと。（特に入場料・参加費・受講料等が発生する場合は有料）
2. 転貸し及び名義貸しはしないこと。
3. 利用開始時刻、終了時刻を厳守すること。
4. 机、椅子等を移動された場合は、元の位置に戻すこと。
5. 私物は必ず持ち帰ること。
6. ゴミは必ず持ち帰ること。
7. 所定の場所以外での喫煙または、火気・危険物を使用しないこと。
8. 許可なく物品などの販売、寄付の募集をしないこと。
9. 許可なくポスター看板などの掲示をしないこと。
10. 許可なく本センターの備品等を持ち出さないこと。
11. 許可なく所定の場所以外で飲食をしないこと。
12. 許可なく本センター会議室等の貸室内以外での録音・録画等はしないこと。
13. 許可なく備え付けの器具以外の器具を搬入しないこと。
14. 貴重品等の管理は、各使用団体の責任で管理すること。
15. 万一物品等を破損した場合は、必ず協議会へ報告すること。
16. 他の使用者に迷惑を及ぼす行為はしないこと。
17. 宗教活動及び政治活動に関する使用はしないこと。
18. 暴力団等の反社会的勢力に該当、又は反社会的勢力と関係していないこと。
19. 駐車場の使用は、福祉関係の方の使用を優先すること。
20. 自動車でのご来館はできるだけ控えること。
21. 協議会職員の指示に従うこと。
22. その他記入にないことに関しては、その都度対応を検討する。

※駐車台数に限りがあるため、公共交通機関等のご利用等にご協力ください。

※注意事項が守られない団体については、使用承認を取り消し、今後の使用を禁止する場合がありますので、ルールを守って施設を使用してください。

松山市総合福祉センター指定管理者／松山市社会福祉協議会